

令和6年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第213回国会(常会)提出

令和6年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
第一 通常収支分	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	7
（一）歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	7
（二）歳入の概要	8
1 地 方 税	8
2 地 方 譲 与 税	25
3 地方特例交付金等	25
4 地 方 交 付 税	26
5 国 庫 支 出 金	27
6 地 方 債	28
7 使用料及び手数料	31
8 雑 収 入	31
9 復旧・復興事業一般財源充当分	31
10 全国防災事業一般財源充当分	31
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	32
（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	32
（二）歳出の概要	36
1 給 与 関 係 経 費	36
2 一 般 行 政 経 費	37
3 公 債 費	40
4 維 持 補 修 費	41
5 投 資 的 経 費	41
6 公 営 企 業 繰 出 金	46
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	47
（三）国庫支出金に基づく経費の総額	47

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	53
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	53
(二) 歳入の概要	53
1 震災復興特別交付税	53
2 一般財源充当分	54
3 国庫支出金	54
4 地方債	55
5 雑収入	56
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	57
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	57
(二) 歳出の概要	58
1 給与関係経費	58
2 一般行政経費	58
3 公債費	59
4 投資的経費	60
5 公営企業繰出金	60
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	61
(全国防災事業)	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	65
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	65
(二) 歳入の概要	65
1 地方税	65
2 一般財源充当分	66
3 雑収入	66
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	67
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	67
(二) 歳出の概要	68
公債費	68

策 定 方 針

令和6年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、こども・子育て政策の強化等に対応するために必要な経費を充実して計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和6年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、令和6年度地方税制改正では、個人住民税の定額減税を実施するほか、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し、令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長、森林環境譲与税の譲与基準の見直し等の税制上の措置を講ずることとしている。

(2) 所得税・個人住民税の定額減税に伴う減収については、次の措置を講ずる。

① 個人住民税の定額減税に伴う減収9,234億円については、地方特例交付金によりその全額を補填する。

② 所得税の定額減税に伴う地方交付税の減収7,620億円については、前年度からの繰越金及び自然増収による地方交付税法定率分の増1兆1,982億円により対応する。

更に、2,076億円を、令和7年度以降、国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとし、当該加算額については交付税特別会計借入金の償還に充てるものとする。

(3) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う。

① 令和6年度の地方財源不足見込額1兆8,132億円については、令和5年度に講じた令和7年度までの制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

ア. 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

イ. 地方交付税については、国の一般会計加算により3,488億円（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額834億円並びに平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項（2）及び令和4年12月21日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める「乖離是正分加算額」2,500億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金500億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

ウ. 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を4,544億円発行する。

② 交付税特別会計借入金の償還については、特別会計に関する法律附則第4条第1項に基づき、5,000億円の償還を実施する。

③ 上記の結果、令和6年度の地方交付税については、18兆6,671億円（前年度比3,060億円、1.7%増）を確保する。

- (4) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、9兆2,184億円（普通会計分6兆3,103億円、公営企業会計等分2兆9,081億円）とする。

- (5) 地域のデジタル化や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、こども・子育て政策の強化、住民に身近な社会資本の整備、社会保障施策の充実、消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、過疎地域の持続的発展等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

- ① 「デジタル田園都市国家構想事業費」については、1兆2,500億円（前年度同額）計上する。
- ② 「地域社会再生事業費」については、4,200億円（前年度同額）計上する。
- ③ 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における地方負担について所要の財政措置を講ずる。
- ④ 投資的経費に係る地方単独事業費については、新たに「こども・子育て支援事業費」を500億円計上することとし、全体で前年度に比し0.8%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- ⑤ 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
- ⑥ 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
- ⑦ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、こども・子育て政策の強化等による社会保障関係費の増加や会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- ⑧ 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講ずる。
- ⑨ 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講ずる。

- (6) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

- (7) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

- ① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、補助事業に係る地方負担分等を措置するため、904億円を確保する。また、一般財源充当分として8億円を計上する。
- ② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、7億円（普通会計分2億円、公営企業会計等分5億円）とする。

- ③ 補助事業費、地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費等について所要の事業費2,631億円を計上する。

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として80億円を計上するとともに、一般財源充当分として169億円を計上する。

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、93兆6,388億円であり、前年度に比し、1兆6,038億円（1.7%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額	
			(A) - (B)	増減率 (%)
I 地方税	427,329	428,751	△ 1,422	△ 0.3
II 地方譲与税	27,293	26,001	1,292	5.0
1 地方揮発油譲与税	2,153	2,164	△ 11	△ 0.5
2 石油ガス譲与税	43	50	△ 7	△ 14.0
3 自動車重量譲与税	3,013	2,874	139	4.8
4 航空機燃料譲与税	143	152	△ 9	△ 5.9
5 特別とん譲与税	114	124	△ 10	△ 8.1
6 森林環境譲与税	641	500	141	28.2
7 特別法人事業譲与税	21,186	20,137	1,049	5.2
III 地方特例交付金等	11,320	2,169	9,151	421.9
IV 地方交付税	186,671	183,611	3,060	1.7
V 国庫支出金	158,042	150,085	7,957	5.3
1 義務教育職員給与費負担金	15,627	15,216	411	2.7
2 その他普通補助負担金等	113,588	105,911	7,677	7.2
(ア) 生活扶助費等負担金	13,721	13,555	166	1.2
(イ) 医療扶助費等負担金	13,771	13,912	△ 141	△ 1.0
(ウ) 介護扶助費等負担金	844	834	10	1.2
(エ) 児童保護費負担金	1,438	1,348	90	6.7
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	18,242	17,255	987	5.7
(カ) 児童手当等交付金	15,246	12,199	3,047	25.0
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金及び高等学校等就学支援金交付金	4,018	4,057	△ 39	△ 1.0
(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	16,617	15,948	669	4.2
(ケ) その他の補助負担金等	29,691	26,803	2,888	10.8
3 公共事業費補助負担金	26,377	26,555	△ 178	△ 0.7
(ア) 普通建設事業費補助負担金	26,062	26,251	△ 189	△ 0.7
(イ) 災害復旧事業費補助負担金	315	304	11	3.6
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	299	299	0	0.0
5 施設等所在市町村調整交付金	76	76	0	0.0
6 交通安全対策特別交付金	487	516	△ 29	△ 5.6
7 電源立地地域対策等交付金	1,123	1,052	71	6.7
8 特定防衛施設周辺整備調整交付金	413	408	5	1.2
9 石油貯蔵施設立地対策等交付金	52	52	0	0.0
VI 地方債	63,103	68,163	△ 5,060	△ 7.4
VII 使用料及び手数料	15,625	15,646	△ 21	△ 0.1
VIII 雑収入	47,182	45,867	1,315	2.9
IX 復旧・復興事業一般財源充当分	△ 8	△ 3	△ 5	166.7
X 全国防災事業一般財源充当分	△ 169	60	△ 229	△ 381.7
歳入合計	936,388	920,350	16,038	1.7

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	令和6年度		令和5年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	427,329	45.6	428,751	46.6
2 地 方 譲 与 税	27,293	2.9	26,001	2.8
3 地 方 特 例 交 付 金 等	11,320	1.2	2,169	0.2
4 地 方 交 付 税	186,671	19.9	183,611	20.0
5 国 庫 支 出 金	158,042	16.9	150,085	16.3
6 地 方 債	63,103	6.7	68,163	7.4
7 使 用 料 及 び 手 数 料	15,625	1.7	15,646	1.7
8 雑 収 入	47,182	5.1	45,867	5.0
歳 入 合 計	936,565	100.0	920,293	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充充分及び全国防災事業一般財源充充分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税19兆9,258億円、市町村税22兆8,071億円、合わせて42兆7,329億円であり、前年度に比し、道府県税は755億円(0.4%)減少、市町村税は667億円(0.3%)減少、合わせて1,422億円(0.3%)減少している。

地方税の税目ごとの調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は、第4表のとおりである。

第3表 地方税の調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	令和5年 度当初見 込額 (A)	令和6年度				比 較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	令和5年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道 府 県 税							
I 普 通 税							
1 道 府 県 民 税	53,903	57,827	55,799	△ 3,252	52,547	△ 1,356	97.5
ア 個 人 均 等 割	647	683	654	-	654	7	101.1
イ 所 得 割	45,110	48,496	46,525	△ 3,252	43,273	△ 1,837	95.9
ウ 法 人 均 等 割	1,484	1,489	1,475	-	1,475	△ 9	99.4
エ 法 人 税 割	2,100	2,115	2,101	-	2,101	1	100.0
オ 利 子 割	211	197	197	-	197	△ 14	93.4
カ 配 当 割	2,608	2,267	2,267	-	2,267	△ 341	86.9
キ 株 式 等 譲 渡 所 得 割	1,743	2,580	2,580	-	2,580	837	148.0

税 目	令和6年度						比 較	
	令和5年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	令和5年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	度当初見	よる調定	よる収入	による増	よる収入	度当初見		
込額	見込額	見込額	減収見込	見込額	込額	対する増減		
	(A)	(B)	(C)	(D)	(B)+(C)	(D)-(A)	(%)	
2 事業税	48,653	50,986	50,739	△ 4	50,735	2,082	104.3	
ア 個人	2,394	2,538	2,467	-	2,467	73	103.0	
イ 法人	46,259	48,448	48,272	△ 4	48,268	2,009	104.3	
3 地方消費税	65,882	64,059	64,059	△ 55	64,004	△ 1,878	97.1	
ア 譲渡割	41,596	41,319	41,319	-	41,319	△ 277	99.3	
イ 貨物割	24,286	22,740	22,740	△ 55	22,685	△ 1,601	93.4	
4 不動産取得税	4,204	4,591	4,424	△ 1	4,423	219	105.2	
5 道府県たばこ税	1,471	1,493	1,493	-	1,493	22	101.5	
6 ゴルフ場利用税	432	429	429	-	429	△ 3	99.3	
7 軽油引取税	9,275	9,227	9,102	-	9,102	△ 173	98.1	
8 自動車税	16,178	16,619	16,531	-	16,531	353	102.2	
ア 環境性能割	1,037	1,482	1,482	-	1,482	445	142.9	
イ 種別割	15,141	15,137	15,049	-	15,049	△ 92	99.4	
9 鉱区税	3	3	3	-	3	0	100.0	
10 固定資産税(特例分等)	50	40	40	-	40	△ 10	80.0	
道府県普通税計	200,051	205,274	202,619	△ 3,312	199,307	△ 744	99.6	
II 目的税								
1 狩猟税	7	7	7	-	7	0	100.0	
道府県目的税計	7	7	7	-	7	0	100.0	
III 道府県税小計	200,058	205,281	202,626	△ 3,312	199,314	△ 744	99.6	
IV 東日本大震災による減免等	△ 45	△ 56	△ 56	-	△ 56	△ 11	124.4	
V 道府県税計	200,013	205,225	202,570	△ 3,312	199,258	△ 755	99.6	
B 市町村税								
I 普通税								
1 市町村民税	101,096	107,664	104,202	△ 5,983	98,219	△ 2,877	97.2	
ア 個人均等割	1,938	2,037	1,959	-	1,959	21	101.1	
イ 所得割	82,622	88,512	85,296	△ 5,982	79,314	△ 3,308	96.0	
ウ 法人均等割	4,571	4,620	4,553	-	4,553	△ 18	99.6	
エ 法人税割	11,965	12,495	12,394	△ 1	12,393	428	103.6	
2 固定資産税	97,581	100,811	98,945	-	98,945	1,364	101.4	
ア 土地	36,355	38,406	37,770	-	37,770	1,415	103.9	
イ 家屋	42,070	42,640	41,755	-	41,755	△ 315	99.3	
ウ 償却資産	18,271	18,878	18,533	-	18,533	262	101.4	
エ 交付金	885	887	887	-	887	2	100.2	
3 軽自動車税	3,177	3,463	3,308	-	3,308	131	104.1	
ア 環境性能割	175	230	230	-	230	55	131.4	
イ 種別割	3,002	3,233	3,078	-	3,078	76	102.5	
4 市町村たばこ税	9,008	9,143	9,143	-	9,143	135	101.5	
5 鉱産税	16	15	15	-	15	△ 1	93.8	
6 特別土地保有税	0	0	0	-	0	0	0.0	
市町村普通税計	210,878	221,096	215,613	△ 5,983	209,630	△ 1,248	99.4	

税目	令和5年度当初見込額 (A)	令和6年度				比較	
		現行法による見込額	現行法による見込額	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による見込額 (B)+(C) (D)	令和5年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
II 目的税							
1 入湯税	212	217	213	-	213	1	100.5
2 事業所税	3,961	4,171	4,156	-	4,156	195	104.9
3 都市計画税	13,873	14,417	14,218	-	14,218	345	102.5
4 水利地益税等	0	0	0	-	0	0	0.0
市町村目的税計	18,046	18,805	18,587	-	18,587	541	103.0
III 市町村税小計	228,924	239,901	234,200	△ 5,983	228,217	△ 707	99.7
IV 東日本大震災による減免等	△ 186	△ 146	△ 146	-	△ 146	40	78.5
V 市町村税計	228,738	239,755	234,054	△ 5,983	228,071	△ 667	99.7

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区分	令和5年度当初見込額 (A)	令和6年度				比較	
		現行法による見込額 (B)	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による見込額 (B)+(C) (D)	令和5年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
道府県税	159,091	162,710	△ 3,286	159,424	333	100.2	
市町村税	269,660	273,914	△ 6,009	267,905	△ 1,755	99.3	
合計	428,751	436,624	△ 9,295	427,329	△ 1,422	99.7	

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は、42兆7,409億円である。

附 表 令和6年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
個人住民税	△ 3,252	△ 5,982	△ 9,234
定額減税	△ 3,252	△ 5,982	△ 9,234
不動産取得税	△ 1		△ 1
鉄道事業再構築事業を実施したローカル 鉄道の資産取得に係る非課税措置の創設 等	△ 1		△ 1
合 計	△ 3,253	△ 5,982	△ 9,235
国税の税制改正に伴うもの	△ 4	△ 1	△ 5
法人住民税		△ 1	△ 1
法人事業税	△ 4		△ 4
再 計	△ 3,257	△ 5,983	△ 9,240

(注1) 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は初年度△1億円と見込まれる。

(注2) 特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保要件の見直しによって、令和6年度に帰属する予定であった地方消費税額の一部(55億円)が、納付時期のずれにより、令和7年度税収に帰属することとなる。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税目		課税標準額等	税率				
道府県	普通	個人	個人				
		1 均等割 (令和6年度課税見込人員65,126千人)	1 均等割 標準税率 年額1,000円				
		2 所得割 (1) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和6年度課税標準見込1,497,269億円)	2 所得割 (1) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)
	標準税率						
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)						
		(2) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(2) 一定税率 ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) [ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8) 2,000万円を超える場合 32万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)]				
		道					
		府					
		県					
		民					
		税					
		税					

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	道	<p>6,000万円を超える場合 96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額との合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税短期譲渡所得金額 100分の3.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） <p>ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）
			府
府	通	県	<p>3 利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （令和6年度課税標準見込額3,948億円）</p> <p>一定税率 100分の5</p>
			<p>4 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （令和6年度課税標準見込額45,335億円）</p> <p>一定税率 100分の5</p>
県	税	民	<p>5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （令和6年度課税標準見込額51,600億円）</p> <p>一定税率 100分の5</p>
			<p>5 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の5</p>
税	税	法 人	<p>1 均等割 （令和6年度納税義務者見込数3,434千人）</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円</p>
			<p>1 均等割 標準税率</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
道	府	道 府 県 民 税	<p>※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。</p> <p>2 法人税割 法人税額</p> <p>2 法人税割 標準税率 100分の1 制限税率 100分の2</p>	
			<p>法 人</p> <p>1 2、3、4に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額。3及び4において同様。）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額。3及び4において同様。）及び所得 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする（3及び4において同様。）。</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得</p> <p>① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超 100分の4.9 〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7〕 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.9 〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7〕</p> <p>② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超 100分の7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の7</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業）、保険業及び貿易保険業 収入金額</p> <p>3 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業） (1) 1(1)に掲げる法人 収入金額、付加価値額及び資本金等の額</p> <p>法 人 標準税率 1 2、3、4に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値割 100分の1.2 資本割 100分の0.5 所得割 100分の1</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超 100分の7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の7</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業）、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割 100分の1</p> <p>3 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人 (1) 1(1)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 付加価値割 100分の0.37 資本割 100分の0.15</p>	
府	普	通	業	税
道	府	県	民	税

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 税	<p>(2) 1 (2)に掲げる法人 収入金額及び所得</p> <p>4 ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者が行う事業） 収入金額、付加価値額及び資本金等の額</p> <p>個人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得）</p> <p>事業主控除 年290万円</p>	<p>(2) 1 (2)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 所得割 100分の1.85</p> <p>4 ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者が行う事業） を行う法人 収入割 100分の0.48 付加価値割 100分の0.77 資本割 100分の0.32</p> <p>制限税率 標準税率の1.2倍 （1 (1)の所得割については標準税率の1.7倍）</p> <p>個人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業（4に掲げるものを除く。） を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ 又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その 他の医業に類する事業及び装蹄師業を行 う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍</p>
		<p>1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から 仕入れ等に係る消費税額等を控除した後 の消費税額</p> <p>2 貨物割 課税貨物に係る消費税額</p>	<p>1 譲渡割 一定税率 78分の22</p> <p>2 貨物割 一定税率 78分の22</p> <p>※ 消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)</p>
		<p>取得した土地又は家屋の価格</p> <p>(1) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年 1月1日から令和9年3月31日までの間に 行われた場合においては課税標準を価格の 2分の1とする。</p> <p>(2) 一定の要件を満たす新築住宅について は、1戸につき1,200万円を価格から控除す る。</p> <p>(3) 一定の要件を満たす既存住宅について は、1戸につき、新築の時期により100万円 ～1,200万円を価格から控除する。</p> <p>(4) (2)、(3)の住宅に係る土地については、 150万円又は床面積の2倍（200㎡限度）の 土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗 じた額を減額する。</p>	<p>標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から令和9年 3月31日までの間に行われた住宅及び土 地の取得については100分の3</p>
	<p>道たばこ 府 県税</p> <p>小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造 たばこの本数</p>	<p>一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,070円</p>	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																																					
道 府 県 税	普 通 車 税	ゴ利用 ル用 場税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき 1,200円																																				
		軽引 取 油税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円																																				
		1 環境性能割 自動車の取得価額	乗用車	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車 (ハイブリッド車を含む。)、LPG 車、クリーンディーゼル車 (H30 規制適合又は H21 規制適合)</td> <td>2030 年度燃費基準 85% 達成 2030 年度燃費基準 80% 達成 2030 年度燃費基準 70% 達成 2030 年度燃費基準 60% 達成</td> <td>100 分の 1 100 分の 2 100 分の 3</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車</td> <td></td> <td>100 分の 0.5 100 分の 1 100 分の 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ガソリン車 (ハイブリッド車を含む。) 及び LPG 車に適用する排ガス要件は、 H30 規制から NOx50%低減 (★★★★) 又は H17 規制から NOx75%低減 (★★★★★) ★) のものに限る。</p> <p>※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む。)、LPG 車、クリーンディーゼル車 (H30 規制適合又は H21 規制適合)	2030 年度燃費基準 85% 達成 2030 年度燃費基準 80% 達成 2030 年度燃費基準 70% 達成 2030 年度燃費基準 60% 達成	100 分の 1 100 分の 2 100 分の 3	上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車		100 分の 0.5 100 分の 1 100 分の 2																						
区分	税率																																							
	自家用	営業用																																						
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税																																						
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む。)、LPG 車、クリーンディーゼル車 (H30 規制適合又は H21 規制適合)	2030 年度燃費基準 85% 達成 2030 年度燃費基準 80% 達成 2030 年度燃費基準 70% 達成 2030 年度燃費基準 60% 達成	100 分の 1 100 分の 2 100 分の 3																																						
上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車		100 分の 0.5 100 分の 1 100 分の 2																																						
2 種別割 自動車の台数	標準税率	<p>1 乗用車 (三輪の小型自動車を除く。) 営業用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総排気量</th> <th>税額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 リットル以下</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>1 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 リットル以下</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>2 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.5リットル以下</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>2.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 リットル以下</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>3 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.5リットル以下</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>3.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 リットル以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>4 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.5リットル以下</td> <td>23,600円</td> </tr> <tr> <td>4.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 リットル以下</td> <td>27,200円</td> </tr> <tr> <td>6 リットル超</td> <td>40,700円</td> </tr> </tbody> </table>	総排気量	税額 (年額)	1 リットル以下	7,500円	1 リットル超		1.5リットル以下	8,500円	1.5リットル超		2 リットル以下	9,500円	2 リットル超		2.5リットル以下	13,800円	2.5リットル超		3 リットル以下	15,700円	3 リットル超		3.5リットル以下	17,900円	3.5リットル超		4 リットル以下	20,500円	4 リットル超		4.5リットル以下	23,600円	4.5リットル超		6 リットル以下	27,200円	6 リットル超	40,700円
総排気量	税額 (年額)																																							
1 リットル以下	7,500円																																							
1 リットル超																																								
1.5リットル以下	8,500円																																							
1.5リットル超																																								
2 リットル以下	9,500円																																							
2 リットル超																																								
2.5リットル以下	13,800円																																							
2.5リットル超																																								
3 リットル以下	15,700円																																							
3 リットル超																																								
3.5リットル以下	17,900円																																							
3.5リットル超																																								
4 リットル以下	20,500円																																							
4 リットル超																																								
4.5リットル以下	23,600円																																							
4.5リットル超																																								
6 リットル以下	27,200円																																							
6 リットル超	40,700円																																							

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																																			
道	普	自	自家用																																			
			<table border="0"> <tr> <td>総排気量</td> <td>税額 (年額)</td> </tr> <tr> <td>1 リットル以下</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>1 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td>30,500円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 リットル以下</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td>2 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.5リットル以下</td> <td>43,500円</td> </tr> <tr> <td>2.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 リットル以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>3 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.5リットル以下</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>3.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 リットル以下</td> <td>65,500円</td> </tr> <tr> <td>4 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.5リットル以下</td> <td>75,500円</td> </tr> <tr> <td>4.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 リットル以下</td> <td>87,000円</td> </tr> <tr> <td>6 リットル超</td> <td>110,000円</td> </tr> </table>	総排気量	税額 (年額)	1 リットル以下	25,000円	1 リットル超		1.5リットル以下	30,500円	1.5リットル超		2 リットル以下	36,000円	2 リットル超		2.5リットル以下	43,500円	2.5リットル超		3 リットル以下	50,000円	3 リットル超		3.5リットル以下	57,000円	3.5リットル超		4 リットル以下	65,500円	4 リットル超		4.5リットル以下	75,500円	4.5リットル超		6 リットル以下
総排気量	税額 (年額)																																					
1 リットル以下	25,000円																																					
1 リットル超																																						
1.5リットル以下	30,500円																																					
1.5リットル超																																						
2 リットル以下	36,000円																																					
2 リットル超																																						
2.5リットル以下	43,500円																																					
2.5リットル超																																						
3 リットル以下	50,000円																																					
3 リットル超																																						
3.5リットル以下	57,000円																																					
3.5リットル超																																						
4 リットル以下	65,500円																																					
4 リットル超																																						
4.5リットル以下	75,500円																																					
4.5リットル超																																						
6 リットル以下	87,000円																																					
6 リットル超	110,000円																																					
府	通	動	2 トラック (三輪の小型自動車を除く。) 営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)																																			
			<table border="0"> <tr> <td>最大積載量</td> <td>税額 (年額)</td> </tr> <tr> <td>1 トン以下</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>5 トン超 6 トン以下</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>6 トン超 7 トン以下</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>7 トン超 8 トン以下</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>8 トン超</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに4,700円を加算した額</td> </tr> </table>	最大積載量	税額 (年額)	1 トン以下	6,500円	1 トン超 2 トン以下	9,000円	2 トン超 3 トン以下	12,000円	3 トン超 4 トン以下	15,000円	4 トン超 5 トン以下	18,500円	5 トン超 6 トン以下	22,000円	6 トン超 7 トン以下	25,500円	7 トン超 8 トン以下	29,500円	8 トン超	29,500円	に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに4,700円を加算した額														
最大積載量	税額 (年額)																																					
1 トン以下	6,500円																																					
1 トン超 2 トン以下	9,000円																																					
2 トン超 3 トン以下	12,000円																																					
3 トン超 4 トン以下	15,000円																																					
4 トン超 5 トン以下	18,500円																																					
5 トン超 6 トン以下	22,000円																																					
6 トン超 7 トン以下	25,500円																																					
7 トン超 8 トン以下	29,500円																																					
8 トン超	29,500円																																					
に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに4,700円を加算した額																																						
県	車	税	自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)																																			
			<table border="0"> <tr> <td>最大積載量</td> <td>税額 (年額)</td> </tr> <tr> <td>1 トン以下</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>5 トン超 6 トン以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>6 トン超 7 トン以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>7 トン超 8 トン以下</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td>8 トン超</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに6,300円を加算した額</td> </tr> </table>	最大積載量	税額 (年額)	1 トン以下	8,000円	1 トン超 2 トン以下	11,500円	2 トン超 3 トン以下	16,000円	3 トン超 4 トン以下	20,500円	4 トン超 5 トン以下	25,500円	5 トン超 6 トン以下	30,000円	6 トン超 7 トン以下	35,000円	7 トン超 8 トン以下	40,500円	8 トン超	40,500円	に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに6,300円を加算した額														
最大積載量	税額 (年額)																																					
1 トン以下	8,000円																																					
1 トン超 2 トン以下	11,500円																																					
2 トン超 3 トン以下	16,000円																																					
3 トン超 4 トン以下	20,500円																																					
4 トン超 5 トン以下	25,500円																																					
5 トン超 6 トン以下	30,000円																																					
6 トン超 7 トン以下	35,000円																																					
7 トン超 8 トン以下	40,500円																																					
8 トン超	40,500円																																					
に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに6,300円を加算した額																																						
税	税	税	けん引自動車																																			
			<table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型自動車</td> <td>年額 7,500円</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>年額15,100円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型自動車</td> <td>年額10,200円</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>年額20,600円</td> </tr> </table>	営業用		小型自動車	年額 7,500円	普通自動車	年額15,100円	自家用		小型自動車	年額10,200円	普通自動車	年額20,600円																							
営業用																																						
小型自動車	年額 7,500円																																					
普通自動車	年額15,100円																																					
自家用																																						
小型自動車	年額10,200円																																					
普通自動車	年額20,600円																																					

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	被けん引自動車
			営業用
府	通	動	小型自動車 年額 3,900円
			普通自動車で8トン以下のもの 年額 7,500円
県	車	税	普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額(年額)
			自家用
税	税	税	小型自動車 年額 5,300円
			普通自動車で8トン以下のもの 年額10,200円
			普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額(年額)
			※ トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。
			営業用
			総排気量 加算額
			1 リットル以下 3,700円
			1 リットル超 4,700円
			1.5リットル以下 6,300円
			1.5リットル超
			自家用
			総排気量 加算額
			1 リットル以下 5,200円
			1 リットル超 6,300円
			1.5リットル以下 8,000円
			1.5リットル超
			3 バス(三輪の小型自動車を除く。)
			営業用
			一般乗合用(路線定期運行の用に供するもの)
			乗車定員 税額(年額)
			30人以下 12,000円
			30人超40人以下 14,500円
			40人超50人以下 17,500円
			50人超60人以下 20,000円
			60人超70人以下 22,500円
			70人超80人以下 25,500円
			80人超 29,000円
			一般乗合用以外
			乗車定員 税額(年額)
			30人以下 26,500円
			30人超40人以下 32,000円
			40人超50人以下 38,000円
			50人超60人以下 44,000円
			60人超70人以下 50,500円
			70人超80人以下 57,000円
			80人超 64,000円
			自家用
			乗車定員 税額(年額)
			30人以下 33,000円
			30人超40人以下 41,000円
			40人超50人以下 49,000円
			50人超60人以下 57,000円
			60人超70人以下 65,500円
			70人超80人以下 74,000円
			80人超 83,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自動車税	4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
		鉱区税	一定税率 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあつては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
	税 (特例分等) 固定資産税	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率 100分の1.4
県	目 的 税	狩猟者の登録	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率				
道 府 県 税	目 的 税	狩 猟 税		<p>7 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。</p> <p>① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除</p> <p>② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除</p> <p>③ 狩猟者登録の申請書を提出する日 前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率</p>				
市 町 村 税	普 通 税	市 民 税	<p>個 人</p> <p>1 均等割 (令和6年度課税見込人員65,126千人)</p> <p>2 所得割 (1) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和6年度課税標準見込額1,498,019億円)</p> <p>(2) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額</p>	<p>個 人</p> <p>1 均等割 標準税率 年額3,000円</p> <p>2 所得割 (1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一定税率</p> <ul style="list-style-type: none"> 申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) 課税長期譲渡所得金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) <p>ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2) 2,000万円を超える場合 48万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、64万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額</p>		標準税率	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)
	標準税率							
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)							

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市	<p>長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合</p> <p>6,000万円以下である場合 100分の2.4 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2）</p> <p>6,000万円を超える場合 144万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、192万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）に相当する金額との合計額</p>
			<p>・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の7.2）</p> <p>ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の3 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）</p> <p>・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）</p> <p>・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）</p> <p>・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）</p>
町	通	町	
村	税	民	
			<p>(3) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額</p> <p>(3) 分離課税に係る退職所得の金額 一定税率 100分の6</p>
税	税	税	

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率	
市 普 通 村 民 税	市 普 通 村 民 税	市 普 通 村 民 税	法 人	法 人	
			1 均等割	1 均等割	
			(令和6年度納税義務者見込数4,080千人)	標準税率	
				(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人	年額 50,000円
				(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 120,000円
				(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人	年額 130,000円
				(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 150,000円
				(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人	年額 160,000円
				(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 400,000円
	(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人	年額 410,000円			
	(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 1,750,000円			
	(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 3,000,000円			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																		
市	普	市 町 村 民 税	2 法人税割 法人税額	※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の6 制限税率 100分の8.4																	
		固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格(適正な時価。土地及び家屋については、3年ごとに評価替え)	標準税率 100分の1.4																	
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格(住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの)	一定率 100分の1.4																	
	町	通	1 環境性能割 三輪以上の軽自動車の取得価額	乗用車 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車(ガソリンハイブリッド車を含む。)</td> <td>2030年度燃費基準80%達成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準70%達成</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準60%達成</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車</td> <td>100分の2</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ガソリン車(ガソリンハイブリッド車を含む。)に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。</p> <p>※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)	非課税	非課税	ガソリン車(ガソリンハイブリッド車を含む。)	2030年度燃費基準80%達成		2030年度燃費基準70%達成	100分の1	2030年度燃費基準60%達成	100分の1	上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	100分の2
区分	税率																				
	自家用	営業用																			
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)	非課税	非課税																			
ガソリン車(ガソリンハイブリッド車を含む。)	2030年度燃費基準80%達成																				
	2030年度燃費基準70%達成	100分の1																			
	2030年度燃費基準60%達成	100分の1																			
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	100分の2	100分の2																			
村	税	2 種別割 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(側車付二輪自動車を含む。)の台数	標準税率 1 原動機付自転車 (1) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの((4)に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 (2) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (3) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円																		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
市	通	軽自動車税	(4) 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (1) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円 (2) 三輪のもの 年額 3,900円 (3) 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900円 家用 年額10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 家用 年額 5,000円 3 二輪の小型自動車 年額 6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍		
		市たばこ村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数 一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 6,552円		
		鉦産税	鉦物の価格 標準税率 100分の1 (鉦物の掘採の作業場において1月に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉦物の掘採の作業場において1月に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)		
	町	特別有地稅	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	
		目	入湯税	入湯日数 標準とする税率 1人1日につき150円	
			事業所税	1 資産割 事業所床面積	一定税率 1平方メートルにつき 600円
				2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 100分の0.25
			都計画市税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格	制限税率 100分の0.3
			水地益利税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
			共施設同税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
村	宅開墾地稅	宅地の面積	条例で定める。		

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆7,293億円であり、前年度に比し、1,292億円（5.0%）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)						
	令和5年度 当初見込額	令和6年度			比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C)	令和5年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D) - (A)		
(A)	(B)	(C)	(D)	(D) - (A)	(%)		
1 地方揮発油譲与税	2,164	2,153	-	2,153	△ 11	99.5	
2 石油ガス譲与税	50	43	-	43	△ 7	86.0	
3 自動車重量譲与税	2,874	3,013	-	3,013	139	104.8	
4 航空機燃料譲与税	152	143	-	143	△ 9	94.1	
5 特別とん譲与税	124	114	-	114	△ 10	91.9	
6 森林環境譲与税	500	641	-	641	141	128.2	
7 特別法人事業譲与税	20,137	21,187	△ 1	21,186	1,049	105.2	
合 計	26,001	27,294	△ 1	27,293	1,292	105.0	

3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は、1兆1,320億円であり、前年度に比し、9,151億円（421.9%）増加している。

(1) 住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額の全額を補填するため、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金として1,974億円を計上している。

(2) 定額減税減収補填特例交付金

個人住民税における定額減税による減収額の全額を補填するため、定額減税減収補填特例交付金として9,234億円を計上している。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等による減収額の全額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として112億円を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、18兆6,671億円であり、前年度に比し、3,060億円（1.7%）増加している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度			増減額	
		当 初	補 正	最 終	対前年度 当初	対前年度 最終
		(B)		(C)	(A) - (B)	(A) - (C)
所得税(a)	17,905,000	21,048,000	247,000	21,295,000	△ 3,143,000	△ 3,390,000
法人税(b)	17,046,000	14,602,000	60,000	14,662,000	2,444,000	2,384,000
酒 税(c)	1,209,000	1,180,000	-	1,180,000	29,000	29,000
消費 税(d)	23,823,000	23,384,000	△ 392,000	22,992,000	439,000	831,000
地方交付税(e)	16,654,311	16,182,276	781,984	16,964,259	472,035	△ 309,948
(1) (a) × 33.1%	5,926,555	6,966,888	81,757	7,048,645	△ 1,040,333	△ 1,122,090
(2) (b) × 33.1%	5,642,226	4,833,262	19,860	4,853,122	808,964	789,104
(3) (c) × 50%	604,500	590,000	-	590,000	14,500	14,500
(4) (d) × 19.5%	4,645,485	4,559,880	△ 76,440	4,483,440	85,605	162,045
(5) 精算分等	△ 513,255	△ 783,154	756,807	△ 26,348	269,899	△ 486,907
(6) 法定加算等	348,800	15,400	-	15,400	333,400	333,400
(7) 臨時財政対策 特例加算額	-	-	-	-	-	-
地 方 法 人 税(f)	1,975,000	1,891,900	10,200	1,902,100	83,100	72,900
地方法人税過年度精算分(g)	△ 24	△ 24	66,232	66,208	0	△ 66,232
返 還 金(h)	5	1	-	1	4	4
特別会計借入金償還(i)	△ 500,000	△ 1,300,000	300,000	△ 1,000,000	800,000	500,000
借入金等利子充当分(j)	△ 196,500	△ 57,200	-	△ 57,200	△ 139,300	△ 139,300
剰余金の活用(k)	50,000	120,000	-	120,000	△ 70,000	△ 70,000
地方公共団体金融機構の公庫債権 金利変動準備金の活用(1)	200,000	100,000	△ 100,000	0	100,000	200,000
前年度からの繰越金(m)	484,263	1,424,151	-	1,424,151	△ 939,888	△ 939,888
翌年度への繰越金(n)	-	-	△ 484,263	△ 484,263	-	484,263
合 計(e)～(n)	18,667,054	18,361,103	574,154	18,935,257	305,951	△ 268,202

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、15兆8,042億円であり、前年度に比し、7,957億円（5.3%）増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1 普通補助負担金等	12,921,415	12,112,713	808,702
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,562,712	1,521,553	41,159
(2) その他普通補助負担金等	11,358,703	10,591,160	767,543
(ア) 生活扶助費等負担金	1,372,129	1,355,542	16,587
(イ) 医療扶助費等負担金	1,377,082	1,391,235	△ 14,153
(ウ) 介護扶助費等負担金	84,422	83,356	1,066
(エ) 児童保護費負担金	143,771	134,758	9,013
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,824,214	1,725,490	98,724
(カ) 児童手当等交付金	1,524,557	1,219,879	304,678
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	401,790	405,654	△ 3,864
(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	1,661,736	1,594,795	66,941
(ケ) その他の補助負担金等	2,969,002	2,680,451	288,551
2 公共事業費補助負担金	2,637,729	2,655,433	△ 17,704
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,606,233	2,625,064	△ 18,831
(2) 災害復旧事業費補助負担金	31,496	30,369	1,127
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,940	29,940	0
4 施設等所在市町村調整交付金	7,600	7,600	0
5 交通安全対策特別交付金	48,680	51,600	△ 2,920
6 電源立地地域対策等交付金	112,292	105,212	7,080
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	41,320	40,773	547
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,203	5,248	△ 45
合 計	15,804,179	15,008,519	795,660

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、6兆3,103億円であり、前年度に比し、5,060億円(7.4%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一	一般会計債	56,436	56,052	384
1	公共事業等	15,794	15,889	△ 95
2	公営住宅建設事業	1,082	1,089	△ 7
3	災害復旧事業	1,119	1,126	△ 7
4	教育・福祉施設等整備事業	4,813	4,108	705
	(1) 学校教育施設等	2,119	1,682	437
	(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2
	(3) 一般廃棄物処理	1,254	981	273
	(4) 一般補助施設等	538	541	△ 3
	(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0
5	一般単独事業	26,845	27,387	△ 542
	(1) 一般	2,493	2,485	8
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	3,800	4,800	△ 1,000
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0
	(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0
	(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0
	(10) 脱炭素化推進	900	900	0
	(11) こども・子育て支援	450	-	450
6	辺地及び過疎対策事業	5,638	5,308	330
	(1) 辺地対策	519	489	30
	(2) 過疎対策	5,119	4,819	300
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	700	0
9	調 整	100	100	0
公	営 企 業 債	1,323	1,365	△ 42
1	水道事業(上水道分)	645	612	33
2	工業用水道事業	1	-	1
3	交通事業	327	331	△ 4
4	電気事業・ガス事業	1	-	1
5	病院事業・介護サービス事業	349	422	△ 73
臨	時 財 政 対 策 債	4,544	9,946	△ 5,402
退	職 手 当 債	800	800	0
合	計	63,103	68,163	△ 5,060

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画で「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

令和6年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 令和6年度地方債計画
(通常収支分)

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一 一般会計債			(単位 億円)
1 公共事業等	15,794	15,889	△ 95
2 公営住宅建設事業	1,082	1,089	△ 7
3 災害復旧事業	1,119	1,126	△ 7
4 教育・福祉施設等整備事業	4,813	4,108	705
(1) 学校教育施設等	2,119	1,682	437
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2
(3) 一般廃棄物処理	1,254	981	273
(4) 一般補助施設等	538	541	△ 3
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0
5 一般単独事業	26,845	27,387	△ 542
(1) 一般	2,493	2,485	8
(2) 地域活性化	690	690	0
(3) 防災対策	871	871	0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
(5) 旧合併特例	3,800	4,800	△ 1,000
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0
(11) こども・子育て支援	450	-	450
6 辺地及び過疎対策事業	6,270	5,940	330
(1) 辺地対策	570	540	30
(2) 過疎対策	5,700	5,400	300
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0
8 行政改革推進	700	700	0
9 調整	100	100	0
計	57,068	56,684	384

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
二 公 営 企 業 債			
1 水 道 事 業	6,356	6,035	321
2 工 業 用 水 道 事 業	392	297	95
3 交 通 事 業	1,763	1,719	44
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	241	333	△ 92
5 港 湾 整 備 事 業	577	619	△ 42
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,981	4,598	383
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	386	287	99
8 地 域 開 発 事 業	1,290	919	371
9 下 水 道 事 業	13,686	12,649	1,037
10 観 光 そ の 他 事 業	100	95	5
計	29,772	27,551	2,221
合 計	86,840	84,235	2,605
三 臨 時 財 政 対 策 債	4,544	9,946	△ 5,402
四 退 職 手 当 債	800	800	0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(350)	(265)	(85)
総 計	(350)	(265)	(85)
内 訳			
普 通 会 計 分	63,103	68,163	△ 5,060
公 営 企 業 会 計 等 分	29,081	26,818	2,263
資 金 区 分			
公 的 資 金	39,408	40,644	△ 1,236
財 政 融 資 資 金	23,252	24,228	△ 976
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	16,156	16,416	△ 260
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(350)	(265)	(85)
民 間 等 資 金	52,776	54,337	△ 1,561
市 場 公 募	33,100	34,100	△ 1,000
銀 行 等 引 受	19,676	20,237	△ 561

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生ずることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、21億円の減少を見込み、1兆5,625億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、1,315億円の増加を見込み、4兆7,182億円を計上している。

9 復旧・復興事業一般財源充当分

東日本大震災に係る復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の復旧・復興事業一般財源充当分として、8億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

10 全国防災事業一般財源充当分

東日本大震災に係る地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の全国防災事業一般財源充当分として、169億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、93兆6,388億円であり、前年度に比し、1兆6,038億円（1.7%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)	
I 給与関係経費	202,292	199,053	3,239	1.6	
1 給与費（退職手当を除く）	191,497	187,687	3,810	2.0	
(ア) 義務教育教職員	57,349	55,912	1,437	2.6	
(イ) 警察関係職員	24,430	23,900	530	2.2	
(ウ) 消防職員	12,804	12,565	239	1.9	
(エ) 一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	96,914	95,310	1,604	1.7	
2 退職手当	10,765	11,329	△ 564	△ 5.0	
3 恩給費	30	37	△ 7	△ 18.9	
II 一般行政経費	436,893	420,841	16,052	3.8	
1 国庫補助負担金等を伴う もの	251,417	239,731	11,686	4.9	
(ア) 生活保護費	37,781	37,734	47	0.1	
(イ) 児童保護費	12,456	11,860	596	5.0	
(ウ) 障害者自立支援給付費	36,484	34,510	1,974	5.7	
(エ) 後期高齢者医療給付費	30,323	29,010	1,313	4.5	
(オ) 介護給付費	35,702	34,894	808	2.3	
(カ) 児童手当等交付金	20,372	17,517	2,855	16.3	
(キ) 子どものための教育・ 保育給付交付金	30,051	29,051	1,000	3.4	
(ク) その他の一般行政経費	48,248	45,155	3,093	6.8	
2 国庫補助負担金を伴わない もの	153,861	149,684	4,177	2.8	
3 国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	14,915	14,726	189	1.3	
4 デジタル田園都市国家構想事業費	12,500	12,500	0	0.0	
(ア) 地方創生推進費	10,000	10,000	0	0.0	
(イ) 地域デジタル社会推進費	2,500	2,500	0	0.0	
5 地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0	
III 公債費	108,961	112,614	△ 3,653	△ 3.2	
IV 維持補修費	15,344	15,237	107	0.7	
V 投資的経費	119,896	119,731	165	0.1	
1 直轄事業負担金	5,471	5,522	△ 51	△ 0.9	
2 公共事業費	50,788	51,072	△ 284	△ 0.6	
(ア) 普通建設事業費	50,373	50,671	△ 298	△ 0.6	
(イ) 災害復旧事業費 (直轄、補助事業計)	415	401	14	3.5	
(ウ) 一般事業費	56,259	56,594	△ 335	△ 0.6	
3 一般事業費	29,430	28,699	731	2.5	
(ア) 普通建設事業費	29,034	28,306	728	2.6	
(イ) 災害復旧事業費	396	393	3	0.8	

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
4 特別事業費	34,207	34,438	△ 231	△ 0.7
(7) 過疎対策事業費	12,156	11,824	332	2.8
(イ) 地域活性化事業費	820	820	0	0.0
(ウ) 旧合併特例事業費	4,049	5,112	△ 1,063	△ 20.8
(エ) 防災対策事業費	948	948	0	0.0
(オ) 施設整備事業費（一般財源化分）	934	934	0	0.0
(カ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
(ク) 緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
(ケ) 脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0	0.0
(コ) こども・子育て支援事業費（地方単独事業計）	500	-	500	皆増
	63,637	63,137	500	0.8
VI 公営企業繰出金	23,202	23,974	△ 772	△ 3.2
1 収益勘定繰出金	10,753	10,673	80	0.7
2 資本勘定繰出金	12,449	13,301	△ 852	△ 6.4
VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	29,800	28,900	900	3.1
歳 出 合 計	936,388	920,350	16,038	1.7

第10表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	3,239	2,828	(オ) 介護給付費	808	808
1 給与	3,810	3,399	(カ) 児童手当等交付金	2,855	△ 191
(退職手当を除く)			(キ) 子どものための教育・保育給付交付金	1,000	331
(7) 給与改定による増減	2,909	2,667	(ク) その他の一般行政経費	3,093	431
(イ) 昇給・新陳代謝等による増減	△ 250	△ 265	2 国庫補助負担金を伴わないもの	4,177	4,177
(ウ) 職員数による増減	742	604	(ア) 一般行政経費	4,177	4,177
(エ) 特別職の給与改定等による増減	23	23	(イ) 追加財政需要	0	0
(オ) その他	386	370	3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	189	189
(a) 共済組合負担金の改定による増減	66	66	4 デジタル田園都市国家構想事業費	0	0
(b) 再任用短時間勤務職員による増減	△ 71	△ 71	(ア) 地方創生推進費	0	0
(c) その他	391	375	(イ) 地域デジタル社会推進費	0	0
2 退職手当	△ 564	△ 564	5 地域社会再生事業費	0	0
3 恩給	△ 7	△ 7	III 公債費	△ 3,653	△ 3,653
II 一般行政経費	16,052	8,350	IV 維持補修費	107	107
1 国庫補助負担金を伴うもの	11,686	3,984	V 投資的経費	165	342
(7) 生活保護費	47	12	1 直轄事業負担金	△ 51	△ 51
(イ) 児童保護費	596	298	(ア) 治山治水	△ 12	△ 12
(ウ) 障害者自立支援給付費	1,974	987	(イ) 道路整備	△ 48	△ 48
(エ) 後期高齢者医療給付費	1,313	1,308	(ウ) 農業農村整備	△ 3	△ 3
			(エ) その他	12	12

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
2 公共事業費	△ 284	△ 107	4 特別事業費	△ 231	△ 231
(ア) 普通建設事業費	△ 298	△ 110	(ア) 過疎対策事業費	332	332
(a) 治水治山	△ 114	△ 62	(イ) 地域活性化事業費	0	0
(b) 道路整備	△ 5	△ 1	(ウ) 旧合併特例事業費	△ 1,063	△ 1,063
(c) 港湾空港鉄道等	47	36	(エ) 防災対策事業費	0	0
(d) 住宅都市環境	△ 270	△ 128	(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	0
(e) 生活環境施設整備	38	35	(カ) 緊急防災・減災事業費	0	0
(f) 農林水産基盤整備	20	9	(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	0	0
(g) 社会資本総合整備	86	83	(ク) 緊急自然災害防止対策事業費	0	0
(h) 推進費等	10	10	(ケ) 脱炭素化推進事業費	0	0
(i) 国庫負担かさ上げ	0	20	(コ) こども・子育て支援事業費(地方単独事業計)	500	500
(j) その他	△ 110	△ 112	VI 公営企業繰出金	△ 772	△ 772
(イ) 災害復旧事業費(直轄・補助事業計)	△ 335	△ 158	1 収益勘定繰出金	80	80
3 一般事業費	731	731	2 資本勘定繰出金	△ 852	△ 852
(ア) 普通建設事業費	728	728	VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	900	900
(イ) 災害復旧事業費	3	3	歳出増減額の合計	16,038	8,102

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和6年度		令和5年度	
	計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費	202,292	21.6	199,053	21.6
2 一般行政経費	436,893	46.7	420,841	45.7
3 公債費	108,961	11.6	112,614	12.2
4 維持補修費	15,344	1.6	15,237	1.7
5 投資的経費	119,896	12.8	119,731	13.0
6 公営企業繰出金	23,202	2.5	23,974	2.6
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	29,800	3.2	28,900	3.2
歳出合計	936,388	100.0	920,350	100.0

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

① 社会保障施策に要する経費	23兆5,819億円
② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付	15兆8,785億円

(2) (1)に対応する地方の歳入

地方消費税率の引上げ (消費税率換算1%→2.2%)分	消費税の地方 交付税法定率分	計
3兆3,727億円	4兆6,455億円	8兆182億円

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、20兆2,292億円であり、前年度に比し、3,239億円（1.6%）増加している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や児童虐待防止対策の強化による増、定年引上げに伴う一時的な職員数の増等を見込むことにより、14,473人の増としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1) 給与費（退職手当を除く）

給与費（退職手当を除く。以下同じ。）の総額は、19兆1,497億円であり、前年度に比し、3,810億円（2.0%）増加している。

給与費の内訳は、次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆7,349億円となり、前年度に比し、1,437億円増加している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員（警察官及び警察事務職員）の給与費は、2兆4,430億円であり、前年度に比し、530億円増加している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は、1兆2,804億円であり、前年度に比し、239億円増加している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は、9兆6,914億円であり、前年度に比し、1,604億円増加している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は、1兆765億円であり、前年度に比し、564億円（5.0%）減少している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は、30億円であり、前年度に比し、7億円（18.9%）減少している。

第12表 職員数の増減状況

職 員 区 分	(単位 人)		
	令和5年度 計画人員	増 減 数	令和6年度 計画人員
1 義務教育教職員	692,093	6,469	698,562
(1) 小学校教職員	409,392	3,372	412,764
(2) 中学校教職員	232,654	1,797	234,451
(3) 特別支援学校教職員	50,047	1,300	51,347
2 非義務教育教員	216,962	△ 1,571	215,391
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	199,195	△ 391	198,804
(2) 大学教員	825	△ 99	726
(3) 幼稚園教員	16,942	△ 1,081	15,861
3 警察官	254,489	509	254,998
4 消防職員	162,327	813	163,140
5 一般職員	991,516	8,253	999,769
(1) 高校事務職員等	31,870	△ 14	31,856
(2) 警察事務職員	24,700	75	24,775
(3) その他一般職員	932,222	8,199	940,421
(4) 補助職員等	2,724	△ 7	2,717
合 計	2,317,387	14,473	2,331,860

(注) 1 「5 一般職員 (3) その他一般職員」の増減数には、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増 (769人) 及び民間委託等の推進による減 (△459人) を含む。

(注) 2 令和6年度計画人員には、定年引上げに伴う一時的な職員数の増 (9,253人) を含む。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、43兆6,893億円であり、前年度に比し、1兆6,052億円 (3.8%) 増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、25兆1,417億円であり、前年度に比し、1兆1,686億円 (4.9%) 増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)											
	令和6年度(A)			令和5年度(B)			増減額(A)-(B)					
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計			
(内閣府所管)												
都道府県警察費補助金	30,495	26,152	56,647	31,206	26,554	57,760	△	711	△	402	△	1,113
子どものための教育・保育給付交付金	1,661,736	1,343,397	3,005,133	1,594,795	1,310,333	2,905,128		66,941		33,064		100,005
児童手当等交付金	1,524,557	512,688	2,037,245	1,219,879	531,834	1,751,713		304,678	△	19,146		285,532
児童保護費負担金	143,771	143,771	287,542	134,758	134,758	269,516		9,013		9,013		18,026
児童扶養手当給付費負担金	149,342	298,685	448,027	148,622	297,244	445,866		720		1,441		2,161
地方創生推進交付金	55,223	52,973	108,196	53,223	51,140	104,363		2,000		1,833		3,833
その他	1,049,166	1,117,866	2,167,032	986,138	1,045,396	2,031,534		63,028		72,470		135,498
内閣府計	4,614,290	3,495,532	8,109,822	4,168,621	3,397,259	7,565,880		445,669		98,273		543,942
(総務省所管)												
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,986	4,986	9,972	4,986	4,986	9,972		0		0		0
マイナンバーカード交付事務費補助金	20,037	-	20,037	23,658	-	23,658	△	3,621		-	△	3,621
その他	329,805	666	330,471	92,953	660	93,613		236,852		6		236,858
総務省計	354,828	5,652	360,480	121,597	5,646	127,243		233,231		6		233,237
(法務省所管)												
人権啓発活動等委託費等	3,333	1,156	4,489	12,065	1,150	13,215	△	8,732		6	△	8,726
(文部科学省所管)												
特別支援教育就学奨励費負担金	5,948	5,948	11,896	6,072	6,072	12,144	△	124	△	124	△	248
私立高等学校等経常費助成費補助金	98,082	-	98,082	98,781	-	98,781	△	699		-	△	699
高等学校等就学支援金交付金	227,135	-	227,135	228,288	-	228,288	△	1,153		-	△	1,153
その他	92,528	129,026	221,554	94,032	125,424	219,456	△	1,504		3,602		2,098
文部科学省計	423,693	134,974	558,667	427,173	131,496	558,669	△	3,480		3,478	△	2
(厚生労働省所管)												
保健事業費等補助金	31,240	30,885	62,125	32,975	32,430	65,405	△	1,735	△	1,545	△	3,280
結核医療費負担金	3,146	1,261	4,407	3,211	1,292	4,503	△	65	△	31	△	96
精神保健費等負担金	8,149	4,033	12,182	7,842	3,838	11,680		307		195		502
生活扶助費等負担金	1,372,129	457,279	1,829,408	1,355,542	451,754	1,807,296		16,587		5,525		22,112
医療扶助費等負担金	1,377,082	459,027	1,836,109	1,391,235	463,745	1,854,980	△	14,153	△	4,718	△	18,871
介護扶助費等負担金	84,422	28,141	112,563	83,356	27,785	111,141		1,066		356		1,422
身体障害者保護費負担金	2,256	2,256	4,512	2,201	2,201	4,402		55		55		110
障害者自立支援給付費等負担金	1,824,214	1,824,214	3,648,428	1,725,490	1,725,490	3,450,980		98,724		98,724		197,448
後期高齢者医療給付費等負担金	7,194	3,025,119	3,032,313	6,691	2,894,338	2,901,029		503		130,781		131,284
介護給付費等負担金	-	3,570,196	3,570,196	-	3,489,379	3,489,379		-		80,817		80,817
在宅福祉事業費補助金	2,434	4,037	6,471	2,511	4,171	6,682	△	77	△	134	△	211
保険基盤安定等負担金	136,242	234,955	371,197	134,448	239,750	374,198		1,794	△	4,795	△	3,001
職業転換訓練費負担金	1,097	1,097	2,194	1,119	1,119	2,238	△	22	△	22	△	44
その他	697,809	585,764	1,283,573	697,074	593,329	1,290,403		735	△	7,565	△	6,830
厚生労働省計	5,547,414	10,228,264	15,775,678	5,443,695	9,930,621	15,374,316		103,719		297,643		401,362

区 分	令和6年度(A)			令和5年度(B)			増減額(A)－(B)					
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計			
(農林水産省所管)												
家畜伝染病予防費負担金	3,702	2,484	6,186	3,702	2,498	6,200	0	△	14	△	14	
日本型直接支払交付金	75,400	76,875	152,275	75,387	76,862	152,249	13		13		26	
その他の	50,752	5,397	56,149	49,756	6,101	55,857	996	△	704		292	
農林水産省計	129,854	84,756	214,610	128,845	85,461	214,306	1,009	△	705		304	
(経済産業省所管)												
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	12,306	-	12,306	12,309	-	12,309	△	3	-	△	3	
その他の	13,542	1,958	15,500	12,371	2,048	14,419	1,171	△	90		1,081	
経済産業省計	25,848	1,958	27,806	24,680	2,048	26,728	1,168	△	90		1,078	
(国土交通省所管)												
地籍調査費負担金	3,660	3,660	7,320	4,060	4,060	8,120	△	400	△	400	△	800
その他の	13,934	11,901	25,835	14,343	12,528	26,871	△	409	△	627	△	1,036
国土交通省計	17,594	15,561	33,155	18,403	16,588	34,991	△	809	△	1,027	△	1,836
(環境省所管)												
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等	47,497	31,696	79,193	49,028	30,822	79,850	△	1,531		874	△	657
(防衛省所管)												
募集事務地方公共団体委託費等	177	-	177	171	-	171		6	-			6

合 計	11,164,528	13,999,549	25,164,077	10,394,278	13,601,091	23,995,369	770,250	398,458	1,168,708			
補助職員等の組替えによる減	△ 22,389	-	△ 22,389	△ 22,262	-	△ 22,262	△ 127	-	△ 127			
再 計	11,142,139	13,999,549	25,141,688	10,372,016	13,601,091	23,973,107	770,123	398,458	1,168,581			

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、15兆3,861億円であり、前年度に比し、4,177億円(2.8%)増加している。

こども・子育て政策の強化等による社会保障関係費の増加や会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,178億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,278億円、都道府県繰入金5,883億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,754億円を合算した1兆4,915億円であり、前年度に比し、189億円（1.3%）増加している。

(4) デジタル田園都市国家構想事業費

デジタル田園都市国家構想事業費は、地方創生推進費（1兆円）と地域デジタル社会推進費（2,500億円）を内訳として、前年度同額の1兆2,500億円を計上している。

ア 地方創生推進費

地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、前年度同額の1兆円を計上している。

イ 地域デジタル社会推進費

地方団体が地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組むため、前年度同額の2,500億円を計上している。

このうちマイナンバーカード利活用特別分として、500億円を計上している。

(5) 地域社会再生事業費

地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、前年度同額の4,200億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元利償還金は、10兆8,961億円（元金償還金9兆9,631億円、利払費9,330億円）であり、前年度に比し、3,653億円（3.2%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

令和6年度償還金(A)			令和5年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元	金	計	元	金	計	元	金	計
99,631	9,330	108,961	103,331	9,283	112,614	△ 3,700	47	△ 3,653

(参考表) 地方債見込現在高

(単位 億円)

令和5年度 末現在高 (A)	令和6年度		令和6年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増減額 (D)-(A)
	発行額 (B)	償還額 (C)		
1,397,245	63,105	99,928	1,360,422	△ 36,823

(注) 東日本大震災分の地方債を含む。

4 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆5,344億円であり、前年度に比し、107億円(0.7%)増加している。このうち、緊急浚渫推進事業費として1,100億円を計上している。

5 投資的経費

投資的経費の総額は、11兆9,896億円であり、前年度に比し、165億円(0.1%)増加している。

なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは6兆3,637億円を計上しており、前年度に比し、500億円(0.8%)増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、5,471億円であり、前年度に比し、51億円(0.9%)減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、5兆788億円であり、前年度に比し、284億円(0.6%)減少している。このうち、普通建設事業費は、5兆373億円で、前年度に比し、298億円(0.6%)減少しており、災害復旧事業費は、415億円で、前年度に比し、14億円(3.5%)増加している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	令和6年度 (A)			計
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	
1 治 水	593,850	131,229	23,175	748,254
河 川	325,803	61,010	-	386,813
砂 防	73,024	28,686	-	101,710
ダ ム	195,023	41,533	23,175	259,731
2 治 山	8,284	3,219	-	11,503
3 海 岸	18,667	6,489	-	25,156
農 林	2,098	774	-	2,872
運 輸	7,234	2,486	-	9,720
建 設	9,335	3,229	-	12,564
4 道 路 整 備	1,306,936	288,789	-	1,595,725
5 港 湾	112,780	57,697	-	170,477
6 空 港	141,303	8,740	-	150,043
7 都 市 環 境	21,208	632	-	21,840
8 農 業 農 村 整 備	136,742	23,889	-	160,631
9 森 林 水 産 基 盤	11,272	3,963	-	15,235
10 災 害 関 連	6,996	3,022	-	10,018
11 災 害 復 旧	15,499	7,397	68	22,964
河 川 等	8,843	4,281	68	13,192
港 湾 等	643	277	-	920
道 路 等	5,541	2,741	-	8,282
山 林 施 設 等	472	98	-	570
12 推 進 費 等	11,254	3,338	-	14,592
計 (a)	2,384,791	538,404	23,243	2,946,438
既往年度における農業農村整備負担金等	-	8,735	-	8,735
総 計 (計画計上分)	2,384,791	547,139	23,243	2,955,173

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (b)	△ 6,864	7,795	2,529	3,460
(a) + (b)	2,377,927	546,199	25,772	2,949,898

- (注) 1 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費 の 内 訳

(単位 百万円)

令和5年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
593,270	132,382	20,232	745,884	580	△ 1,153	2,943	2,370
328,243	63,651	-	391,894	△ 2,440	△ 2,641	-	△ 5,081
73,032	28,655	-	101,687	△ 8	31	-	23
191,995	40,076	20,232	252,303	3,028	1,457	2,943	7,428
8,192	3,265	-	11,457	92	△ 46	-	46
15,213	4,962	-	20,175	3,454	1,527	-	4,981
2,118	786	-	2,904	△ 20	△ 12	-	△ 32
7,295	2,423	-	9,718	△ 61	63	-	2
5,800	1,753	-	7,553	3,535	1,476	-	5,011
1,301,519	293,624	-	1,595,143	5,417	△ 4,835	-	582
110,926	59,193	24	170,143	1,854	△ 1,496	△ 24	334
131,970	8,294	-	140,264	9,333	446	-	9,779
20,348	831	-	21,179	860	△ 199	-	661
136,488	24,206	-	160,694	254	△ 317	-	△ 63
11,322	4,025	-	15,347	△ 50	△ 62	-	△ 112
8,138	3,505	-	11,643	△ 1,142	△ 483	-	△ 1,625
14,594	6,577	45	21,216	905	820	23	1,748
8,596	4,158	45	12,799	247	123	23	393
667	288	-	955	△ 24	△ 11	-	△ 35
4,144	2,043	-	6,187	1,397	698	-	2,095
1,187	88	-	1,275	△ 715	10	-	△ 705
10,859	3,346	-	14,205	395	△ 8	-	387
2,362,839	544,210	20,301	2,927,350	21,952	△ 5,806	2,942	19,088
-	7,955	-	7,955	-	780	-	780
2,362,839	552,165	20,301	2,935,305	21,952	△ 5,026	2,942	19,868

△ 6,560	8,250	2,824	4,514	△ 304	△ 455	△ 295	△ 1,054
2,356,279	552,460	23,125	2,931,864	21,648	△ 6,261	2,647	18,034

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和6年度(A)			令和5年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	125,672	129,480	255,152	130,917	135,660	266,577	△ 5,245	△ 6,180	△ 11,425
(2) 道路整備	384,155	308,602	692,757	384,546	308,686	693,232	△ 391	△ 84	△ 475
(3) 港湾空港鉄道等	32,104	82,473	114,577	31,074	78,802	109,876	1,030	3,671	4,701
(4) 住宅都市環境	240,286	235,951	476,237	254,485	248,754	503,239	△ 14,199	△ 12,803	△ 27,002
(5) 生活環境施設整備	44,954	81,390	126,344	44,669	77,898	122,567	285	3,492	3,777
(6) 農林水産基盤整備	287,269	215,844	503,113	286,100	214,985	501,085	1,169	859	2,028
(7) 社会資本総合整備	968,055	1,105,012	2,073,067	967,659	1,096,762	2,064,421	396	8,250	8,646
(8) 推進費等	42,498	43,253	85,751	42,449	42,278	84,727	49	975	1,024
(9) 災害関連	8,087	6,021	14,108	8,870	6,352	15,222	△ 783	△ 331	△ 1,114
小計	2,133,080	2,208,026	4,341,106	2,150,769	2,210,177	4,360,946	△ 17,689	△ 2,151	△ 19,840
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	43,775	△ 43,775	-	45,854	△ 45,854	-	△ 2,079	2,079	-
計 (a)	2,176,855	2,164,251	4,341,106	2,196,623	2,164,323	4,360,946	△ 19,768	△ 72	△ 19,840

(注) 「1 一般公共 (8) 推進費等」の令和6年度の額には、地方創生整備推進交付金分(国庫補助負担額等34,247百万円、地方負担額32,071百万円)を含む。

区 分	(単位 百万円)								
	令和6年度(A)			令和5年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
2 その他公共									
(1) 文教施設	84,373	85,962	170,335	84,948	96,445	181,393	△ 575	△ 10,483	△ 11,058
(2) 厚生労働施設	62,747	38,077	100,824	69,385	38,772	108,157	△ 6,638	△ 695	△ 7,333
(3) 小笠原諸島振興開発事業	901	530	1,431	901	677	1,578	0	△ 147	△ 147
(4) 防衛施設運営等関連施設	61,487	24,116	85,603	57,937	23,498	81,435	3,550	618	4,168
(5) 都道府県警察施設	22,362	22,358	44,720	22,143	22,143	44,286	219	215	434
(6) 消防施設等	1,373	2,114	3,487	1,373	2,252	3,625	0	△ 138	△ 138
(7) 過疎地域集落整備事業	185	237	422	185	237	422	0	0	0
(8) 防災集団移転促進事業等	600	218	818	135	84	219	465	134	599
(9) 農村振興対策事業	56,174	31,100	87,274	56,393	34,083	90,476	△ 219	△ 2,983	△ 3,202
(10) その他	139,136	62,164	201,300	135,040	59,542	194,582	4,096	2,622	6,718
小計	429,338	266,876	696,214	428,440	277,733	706,173	898	△ 10,857	△ 9,959
(11) 新産業都市等に対する国庫負担かさ上げ額	40	△ 40	-	1	△ 1	-	39	△ 39	-
計 (b)	429,378	266,836	696,214	428,441	277,732	706,173	937	△ 10,896	△ 9,959
合計(a)+(b) (c)	2,606,233	2,431,087	5,037,320	2,625,064	2,442,055	5,067,119	△ 18,831	△ 10,968	△ 29,799

区 分	令和6年度(A)			令和5年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	31,065	9,801	40,866	29,830	9,461	39,291	1,235	340	1,575
(2) 文教施設	431	216	647	539	270	809	△ 108	△ 54	△ 162
計 (d)	31,496	10,017	41,513	30,369	9,731	40,100	1,127	286	1,413
総計 (c) + (d)	2,637,729	2,441,104	5,078,833	2,655,433	2,451,786	5,107,219	△ 17,704	△ 10,682	△ 28,386

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、2兆9,430億円を計上しており、前年度に比し、731億円（2.5%）増加している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として2兆9,034億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

令和5年発生災害及び現年発生災害に係る令和6年度における復旧事業費として396億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実等を推進するための特別事業費の総額は、3兆4,207億円を計上しており、前年度に比し、231億円（0.7%）減少している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として1兆2,156億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創造に資する事業等を実施するため、地域活性化事業費として820億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として4,049億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ 施設整備事業費（一般財源化分）

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費（一般財源化分）として934億円を計上している。

カ 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ 公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費として4,800億円を計上している。

ク 緊急自然災害防止対策事業費

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、緊急自然災害防止対策事業費として4,000億円を計上している。

ケ 脱炭素化推進事業費

地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業費として1,000億円を計上している。

コ こども・子育て支援事業費

こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を実施できるよう、こども・子育て支援事業費として500億円を計上している。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆3,202億円であり、前年度に比し、772億円（3.2%）減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆3,059億円であり、前年度に比し、938億円（6.7%）減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆753億円であり、前年度に比し、80億円（0.7%）増加している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

		(単位 億円)		
区	分	令和6年度(A)	令和5年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水道事業	245	236	9
2	交通事業	165	172	△ 7
3	病院事業	5,283	5,183	100
4	下水道事業	4,185	4,238	△ 53
5	その他の事業	875	844	31
	合 計	10,753	10,673	80

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆2,449億円であり、前年度に比し、852億円（6.4%）減少している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

		(単位 億円)		
区	分	令和6年度(A)	令和5年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水道事業	821	825	△ 4
2	交通事業	412	424	△ 12
3	病院事業	2,563	2,672	△ 109
4	下水道事業	8,388	9,100	△ 712
5	その他の事業	265	280	△ 15
	合 計	12,449	13,301	△ 852

7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、900億円（3.1%）の増加を見込み、2兆9,800億円を計上している。

（三） 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等に基づく経費の総額は、36兆3,280億円であり、前年度に比し、1兆2,647億円（3.6%）増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係（義務教育職員給与費を含む。）で31兆2,492億円（前年度比1兆2,931億円、4.3%増）、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆373億円（前年度比298億円、0.6%減）、災害復旧事業費で415億円（前年度比14億円、3.5%増）である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和6年度(A)			令和5年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 普通補助負担金等関係									
(1) 内閣府所管	4,614,290	3,495,532	8,109,822	4,168,621	3,397,259	7,565,880	445,669	98,273	543,942
(2) 総務省所管	354,828	5,652	360,480	121,597	5,646	127,243	233,231	6	233,237
(3) 法務省所管	3,333	1,156	4,489	12,065	1,150	13,215	△ 8,732	6	△ 8,726
(4) 外務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 財務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(6) 文部科学省所管	423,693	134,974	558,667	427,173	131,496	558,669	△ 3,480	3,478	△ 2
(7) 厚生労働省所管	5,547,414	10,228,264	15,775,678	5,443,695	9,930,621	15,374,316	103,719	297,643	401,362
(8) 農林水産省所管	129,854	84,756	214,610	128,845	85,461	214,306	1,009	△ 705	304
(9) 経済産業省所管	25,848	1,958	27,806	24,680	2,048	26,728	1,168	△ 90	1,078
(10) 国土交通省所管	17,594	15,561	33,155	18,403	16,588	34,991	△ 809	△ 1,027	△ 1,836
(11) 環境省所管	47,497	31,696	79,193	49,028	30,822	79,850	△ 1,531	874	△ 657
(12) 防衛省所管	177	-	177	171	-	171	6	-	6
小計((1)~(12))	11,164,528	13,999,549	25,164,077	10,394,278	13,601,091	23,995,369	770,250	398,458	1,168,708
(13) 義務教育職員給与費	1,562,712	4,522,366	6,085,078	1,521,553	4,439,139	5,960,692	41,159	83,227	124,386
計((1)~(13))	12,727,240	18,521,915	31,249,155	11,915,831	18,040,230	29,956,061	811,409	481,685	1,293,094
2 公共事業費補助負担金関係									
(1) 普通建設事業費	2,606,233	2,431,087	5,037,320	2,625,064	2,442,055	5,067,119	△ 18,831	△ 10,968	△ 29,799
(2) 災害復旧	31,496	10,017	41,513	30,369	9,731	40,100	1,127	286	1,413
計((1)~(2))	2,637,729	2,441,104	5,078,833	2,655,433	2,451,786	5,107,219	△ 17,704	△ 10,682	△ 28,386
総計(1+2)	15,364,969	20,963,019	36,327,988	14,571,264	20,492,016	35,063,280	793,705	471,003	1,264,708

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	11,288,506	16,111,307	27,399,813
地方財政法第10条の2関係経費	1,149,303	936,843	2,086,145
地方財政法第10条の3関係経費	34,426	12,339	46,765
地方財政法第34条関係経費	1	-	1
総 計	12,472,235	17,060,489	29,532,724

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号		事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1	義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,562,712	3,125,424	4,688,136
	3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	55,149	50,233	105,382
	4	生活保護に要する経費	2,833,633	944,447	3,778,080
	5	感染症の予防に要する経費	5,811	3,859	9,670
	6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,587	1,227	2,814
	7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	156,878	152,951	309,828
	8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
	9	身体障害者の更生援護に要する経費	638,477	638,477	1,276,955
	10	女性相談支援センターに要する経費	1,049	1,049	2,098
	11	知的障害者の援護に要する経費	1,036,323	1,036,323	2,072,645
	12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	7,194	3,025,119	3,032,312
	13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	3,724,027	3,724,027
	14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	645,077	645,077	1,290,154
	15	児童手当に要する経費	1,524,557	512,688	2,037,245
	16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	136,339	248,108	384,447
	17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,324	333	1,658
	18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	44,381	14,794	59,175
	19	児童扶養手当に要する経費	149,342	298,685	448,027
	20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	3,195	3,118	6,313
	21	家畜伝染病予防に要する経費	3,702	2,484	6,186
	22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	131	131	262

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
23	森林病虫害等の防除に要する経費	521	506	1,027
24	国土交通大臣が定める特定計画又は 国土調査事業十箇年計画に基づく地 籍調査に要する経費	10,500	10,500	21,000
25	特別支援学校への就学奨励に要する 経費	5,948	5,948	11,896
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	6,042	6,040	12,082
27	消防庁長官の指示により出動した緊 急消防援助隊の活動に要する経費	10	-	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置及び緊急対処事態にお ける緊急対処保護措置に要する経費 並びにこれらに係る損失の補償若し くは実費の弁償、損害の補償又は損失 の補てんに要する経費並びに国の機 関と共同して行う国民の保護のため の措置及び緊急対処保護措置につい ての訓練に要する経費	119	-	119
29	高等学校等就学支援金の支給に要す る経費	401,790	-	401,790
30	新型インフルエンザ等緊急事態にお ける埋葬及び火葬に要する経費並び に新型インフルエンザ等対策に係る 臨時の医療施設における医療の提供、 損失の補償若しくは実費の弁償又は 損害の補償に要する経費	45	45	90
31	地域における医療及び介護の総合的 な確保の促進に関する基金への繰入 れに要する経費	108,243	47,039	155,282
32	指定難病に係る特定医療費の支給に 要する経費	128,287	128,287	256,574
33	子どものための教育・保育給付に要す る経費（地方公共団体の設置する教 育・保育施設に係るものを除く。）及 び子育てのための施設等利用給付に 要する経費（地方公共団体又は公立大 学法人の設置する認定こども園、幼稚 園又は特別支援学校に係るものを除 く。）	1,760,463	1,441,589	3,202,052
34	生活困窮者自立相談支援事業に要す る経費及び生活困窮者住居確保給付 金の支給に要する経費	25,311	8,437	33,748
35	都道府県知事の確認を受けた専門学 校（地方公共団体又は地方独立行政法 人が設置するものを除く。）に係る授 業料等減免に要する経費	34,364	34,364	68,728
	計	11,288,506	16,111,307	27,399,813
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	1,149,303	936,843	2,086,145
	計	1,149,303	936,843	2,086,145
10の3	1 災害救助事業に要する経費	2,839	2,839	5,677
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要 する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	31,447	9,361	40,808
	計	34,426	12,339	46,765
34	引揚者への援護に要する経費	1	-	1
	計	1	-	1

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、2,631億円であり、前年度に比し、16億円（0.6%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	(単位 億円)			
		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	震災復興特別交付税	904	935	△ 31	△ 3.3
II	一般財源充当分	8	3	5	166.7
III	国庫支出金	1,655	1,632	23	1.4
IV	地方債	2	9	△ 7	△ 77.8
V	雑収入	62	68	△ 6	△ 8.8
	歳入合計	2,631	2,647	△ 16	△ 0.6

第2表 歳入の構成比

区	分	(単位 億円)			
		令和6年度		令和5年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	震災復興特別交付税	904	34.4	935	35.3
2	一般財源充当分	8	0.3	3	0.1
3	国庫支出金	1,655	62.9	1,632	61.7
4	地方債	2	0.1	9	0.3
5	雑収入	62	2.3	68	2.6
	歳入合計	2,631	100.0	2,647	100.0

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、904億円であり、前年度に比し、31億円（3.3%）減少している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度			増減額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)－(B)	対前年度 最終 (A)－(C)
当該年度震災復興 特別交付税の加算(a)	56,974	62,246	-	62,246	△ 5,272	△ 5,272
前年度からの年度 調整分(b)	29,300	28,100	-	28,100	1,200	1,200
返 還 金(c)	4,144	3,156	-	3,156	988	988
合 計 (a)～(c)	90,417	93,502	-	93,502	△ 3,085	△ 3,085

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、8億円を計上している。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、1,655億円であり、前年度に比し、23億円(1.4%)増加している。

国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1 災害救助費等負担金	417	666	△ 249
2 河川等災害復旧事業費補助	6,518	5,010	1,508
3 社会資本整備総合交付金	16,176	11,553	4,623
4 災害公営住宅等家賃対策補助	20,917	20,936	△ 19
5 循環型社会形成推進交付金	1,190	409	781
6 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	937	637	300
7 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	889	2,708	△ 1,819
8 福島再生加速化交付金	60,150	60,179	△ 29
9 その他	58,378	61,173	△ 2,795
合 計	165,572	163,271	2,301

4 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、2億円であり、前年度に比し、7億円（77.8%）減少している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区	分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債	2	9	△ 7
1	公営住宅建設事業	1	8	△ 7
2	一般単独事業	1	1	0
	一 般	1	1	0
	合 計	2	9	△ 7

(2) 地方債計画

令和6年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 令和6年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

		(単位 億円)		
区	分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債			
1	公営住宅建設事業	1	8	△ 7
2	災害復旧事業	1	1	0
3	一般単独事業	1	1	0
二	公営企業債			
1	水道事業	4	3	1
三	国の予算等貸付金債	(1)	(1)	(0)
	総 計	7	13	△ 6
		(1)	(1)	(0)
内訳	普通会計分	2	9	△ 7
	公営企業会計等分	5	4	1

資	金	区	分				
	公		的	資	金		
	財	政	融	資	資	金	
		地	方	公	共	団	体
				金	融	機	構
				資	金		
				(国	の	予
				算	等	貸	付
				金)	()
				6		10	△
							4
				1		3	△
							2
				(1)	(1)
						(0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

5 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入及び貸付金の回収金を62億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、2,631億円であり、前年度に比し、16億円（0.6%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和6年度		令和5年度		増減額		増減率	
	(A)	(B)	(A) - (B)	(%)	(A) - (B)	(%)		
I 給与関係経費	51	54	△ 3	△ 5.6				
II 一般行政経費	1,187	1,288	△ 101	△ 7.8				
1 国庫補助負担金等を伴うもの	836	902	△ 66	△ 7.3				
2 国庫補助負担金を伴わないもの	351	386	△ 35	△ 9.1				
III 公債費	62	68	△ 6	△ 8.8				
IV 投資的経費	1,331	1,237	94	7.6				
1 直轄事業負担金	-	0	△ 0	皆減				
2 公共事業費	1,329	1,235	94	7.6				
3 一般事業費	2	2	0	0.0				
V 公営企業繰出金	0	0	0	0.0				
歳出合計	2,631	2,647	△ 16	△ 0.6				

第7表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 3	△ 2	III 公債費	△ 6	△ 6
1 職員数による増減	△ 4	△ 3	IV 投資的経費	94	31
2 その他	1	1	1 直轄事業負担金	△ 0	△ 0
II 一般行政経費	△ 101	△ 62	2 公共事業費	94	31
1 国庫補助負担金等を伴うもの	△ 66	△ 27	3 一般事業費	0	0
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 35	△ 35	V 公営企業繰出金	0	0
			歳出増減額の合計	△ 16	△ 39

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和6年度		令和5年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給 与 関 係 経 費	51	1.9	54	2.0
2 一 般 行 政 経 費	1,187	45.1	1,288	48.7
3 公 債 費	62	2.4	68	2.6
4 投 資 的 経 費	1,331	50.6	1,237	46.7
5 公 営 企 業 繰 出 金	0	0.0	0	0.0
歳 出 合 計	2,631	100.0	2,647	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、51億円であり、前年度に比し、3億円(5.6%)減少している。

給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について、前年度に比し、51人減員の495人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、42億円を計上している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度と同数の103人を見込むことにより、9億円を計上している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、1,187億円であり、前年度に比し、101億円(7.8%)減少している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、836億円であり、前年度に比し、66億円(7.3%)減少している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和6年度(A)			令和5年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	937	-	937	637	-	637	300	-	300
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	889	445	1,334	2,708	1,354	4,062	△ 1,819	△ 909	△ 2,728
災害救助費等負担金	417	417	834	666	666	1,332	△ 249	△ 249	△ 498
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	7,476	1,230	8,706	7,354	1,402	8,756	122	△ 172	△ 50
災害公営住宅等家賃対策補助	20,917	4,668	25,585	20,936	6,435	27,371	△ 19	△ 1,767	△ 1,786
その他の	43,417	2,790	46,207	45,626	2,424	48,050	△ 2,209	366	△ 1,843
合計	74,053	9,550	83,603	77,927	12,281	90,208	△ 3,874	△ 2,731	△ 6,605

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、351億円であり、前年度に比し、35億円(9.1%)減少している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分47億円、条例減免分8億円、東日本大震災復興特別区域法等に基づく特例措置分193億円を合算した248億円を計上している。

イ 地方自治法に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等103億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元金償還金は、62億円(元金償還金59億円、利払費3億円)であり、前年度に比し、6億円(8.8%)減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)								
令和6年度償還金(A)			令和5年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
59	3	62	64	4	68	△ 5	△ 1	△ 6

4 投資的経費

投資的経費の総額は、1,331億円であり、前年度に比し、94億円（7.6%）増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1,329億円であり、前年度に比し、94億円（7.6%）増加している。

公共事業費の内訳は、第11表のとおりである。

(2) 一般事業費

一般事業費は、2億円を計上している。

第11表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和6年度(A)			令和5年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
循環型社会形成推進交付金	1,190	2,380	3,570	409	818	1,227	781	1,562	2,343
社会資本整備総合交付金	16,176	14,118	30,294	11,553	10,083	21,636	4,623	4,035	8,658
河川等災害復旧事業費補助	6,518	402	6,920	5,010	369	5,379	1,508	33	1,541
福島再生加速化交付金	60,150	18,218	78,368	60,179	18,574	78,753 △	29 △	356 △	385
その他の	6,354	7,311	13,665	6,967	9,464	16,431 △	613 △	2,153 △	2,766
合計	90,388	42,429	132,817	84,118	39,308	123,426	6,270	3,121	9,391

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、19百万円である。

事業別の内訳は、第12表のとおりである。

第12表 公営企業繰出金の内訳

区 分	事業	(単位 百万円)		
		令和6年度(A)	令和5年度(B)	増減額(A)-(B)
水道	事業	19	19	0
合計	計	19	19	0

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等に基づく経費の総額は、2,206億円であり、前年度に比し、24億円(1.1%)増加している。その内訳は、第13表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第14表のとおりである。

第13表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	令和6年度(A)			令和5年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
	災害救助費等負担金	417	417	834	666	666	1,332 △	249 △	249 △
河川等災害復旧事業費補助	6,518	402	6,920	5,010	369	5,379	1,508	33	1,541
社会資本整備総合交付金	16,176	14,118	30,294	11,553	10,083	21,636	4,623	4,035	8,658
循環型社会形成推進交付金	1,190	2,380	3,570	409	818	1,227	781	1,562	2,343
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	937	-	937	637	-	637	300	-	300
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	889	445	1,334	2,708	1,354	4,062 △	1,819 △	909 △	2,728
福島再生加速化交付金	60,150	18,218	78,368	60,179	18,574	78,753 △	29 △	356 △	385
災害公営住宅等家賃対策補助	20,917	4,668	25,585	20,936	6,435	27,371 △	19 △	1,767 △	1,786
そ の 他	58,378	14,345	72,723	61,173	16,560	77,733 △	2,795 △	2,215 △	5,010
合 計	165,572	54,993	220,565	163,271	54,859	218,130	2,301	134	2,435

第14表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

		(単位 百万円)		
区	分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条	関係経費	22,731	7,158	29,889
地方財政法第10条の2	関係経費	6,100	4,686	10,786
地方財政法第10条の3	関係経費	7,497	856	8,353
地方財政法第34条	関係経費	-	-	-
総	計	36,329	12,700	49,029

2 内訳表

		(単位 百万円)		
地方財政法 条号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,131	2,262	3,393
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	-	-	-
	4 生活保護に要する経費	-	-	-
	5 感染症の予防に要する経費	-	-	-
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	-	-	-
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	-	-	-
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	-	-	-
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	-	-	-
	10 女性相談支援センターに要する経費	-	-	-
	11 知的障害者の援護に要する経費	-	-	-
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	-	-	-
	15 児童手当に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法
条 号

	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	-	-	-
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	-	-	-
19	児童扶養手当に要する経費	-	-	-
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	-	-	-
21	家畜伝染病予防に要する経費	-	-	-
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	-	-	-
23	森林病虫害等の防除に要する経費	-	-	-
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	-	-	-
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	-	-	-
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	21,600	4,896	26,496
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	-	-	-
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	-	-	-
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	-	-	-
30	新型インフルエンザ等緊急事態における埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る臨時の医療施設における医療の提供、損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	-	-	-
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	-	-	-
33	子どものための教育・保育給付に要する経費(地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。)及び子育てのための施設等利用給付に要する経費(地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。)	-	-	-
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	-	-	-
35	都道府県知事の確認を受けた専門学校(地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。)に係る授業料等減免に要する経費	-	-	-
	計	22,731	7,158	29,889
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	6,100	4,686	10,786
	計	6,100	4,686	10,786
10の3	1 災害救助事業に要する経費	417	417	835
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	30	30	60
	3～9 災害復旧事業に要する経費	7,050	409	7,459
	計	7,497	856	8,353
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、250億円であり、前年度に比し、337億円（57.4%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第15表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第16表のとおりである。

第15表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I 地	方 税	80	646	△ 566	△ 87.6
II 一 般	財 源 充 当 分	169	△ 60	229	△ 381.7
III 雑	収 入	1	1	0	0.0
	歳 入 合 計	250	587	△ 337	△ 57.4

第16表 歳入の構成比

		(単位 億円)			
区	分	令和6年度		令和5年度	
		計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地	方 税	80	32.0	646	110.0
2 一 般	財 源 充 当 分	169	67.6	△ 60	△ 10.2
3 雑	収 入	1	0.4	1	0.2
	歳 入 合 計	250	100.0	587	100.0

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による収入見込額は、80億円であり、前年度と比し、566億円（87.6%）減少している。

2 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、169億円を計上している。

なお、令和6年度までの一般財源充当分の累計額は、3,089億円である。

3 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入1億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、250億円であり、前年度に比し、337億円（57.4%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第17表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第18表のとおりであり、歳出の構成比は、第19表のとおりである。

第17表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額		増減率	
				(A) - (B)	(%)	(%)	(%)
I	債費	250	587	△	337	△	57.4
	歳出合計	250	587	△	337	△	57.4

(単位 億円)

第18表 歳出の増減事由

増減事由	(単位 億円)			
	金額		金額	
	総額	地方費	総額	地方費
I 債費	△	337	△	337
歳出増減額の合計	△	337	△	337

第19表 歳出の構成比

区	分	令和6年度		令和5年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
		1	債費	250	100.0
	歳出合計	250	100.0	587	100.0

(単位 億円)

(二) 歳出の概要

公 債 費

地方債の元利償還金は、250億円（元金償還金238億円、利払費12億円）であり、前年度に比し、337億円（57.4%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第20表のとおりである。

第20表 地方債の利子及び元金償還金

令和6年度償還金(A)			令和5年度償還金(B)			増 減 額 (A) - (B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
238	12	250	572	15	587	△ 334	△ 3	△ 337